平成２５年（フ）第１０号
岩手県釜石市松原町１丁目５番13号
破産者　柴田　雅也
1　決定年月日　平成25年10月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所遠野支部破産再生係

平成２４年（フ）第３０号
秋田県にかほ市金浦字岡の谷地106番地
破産者　佐藤　　明
1　決定年月日　平成25年10月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所本荘支部

平成２４年（フ）第２３０６号
横浜市栄区鍛冶ケ谷１丁目２番１―203号
破産者　東郷　智之
1　決定年月日　平成25年10月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第４４９号
神奈川県鎌倉市腰越２丁目１番６号、開始決定時の住所神奈川県茅ヶ崎市松浪１丁目１番69号　ＦＬＡＴ茅ヶ崎102
破産者　安田　重光
1　決定年月日　平成25年10月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第６１７号
横浜市南区大岡２丁目６番６号　佐藤荘101
破産者　荒牧　輝久
1　決定年月日　平成25年10月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１１４２号
横浜市中区竹之丸189番地４　コートグランディ山手Ｄ号
破産者　植田　　拓
1　決定年月日　平成25年10月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１２１７号
神奈川県大和市中央林間３丁目13番22号　林間コーポＦ号、住民票上の住所横浜市栄区飯島町314番地３　ダイアパレスワンダースケープ207号
破産者　和田　士朗
1　決定年月日　平成25年10月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１２３０号
神奈川県綾瀬市寺尾南３丁目３番15号　緑ハイツ105
破産者　小口　一幸
1　決定年月日　平成25年10月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１２７５号
横浜市港北区菊名６丁目10番９号　クリザンテーモＡ
破産者　大越　正彦
1　決定年月日　平成25年10月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１２７６号
横浜市港北区菊名６丁目10番９号　クリザンテーモＡ
破産者　大越由利子
1　決定年月日　平成25年10月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第３８号
京都府南丹市八木町八木東所63番地３
破産者　谷口　　篤
1　決定年月日　平成25年10月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所園部支部破産係

平成２５年（フ）第３７７号
北九州市小倉北区緑ケ丘１丁目９番29―404号
破産者　平井　　貴
1　決定年月日　平成25年10月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２５年（フ）第３９号
熊本県荒尾市大正町１丁目１番２号
破産者　川本　講月
1　決定年月日　平成25年10月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所玉名支部

平成２５年（フ）第４４号
鹿児島県姶良市東餅田2316番地４　Ｙ’ｓグリーンハイツⅡ203号
破産者　小城　美和（旧姓白濱）
1　決定年月日　平成25年10月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２５年（フ）第５０号
鹿児島県姶良郡湧水町恒次862番地
破産者　石作　　幸
1　決定年月日　平成25年10月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２５年（フ）第６８号
沖縄県中頭郡北谷町字吉原103番地１　コーポ目取真202
破産者　松田　範史
1　決定年月日　平成25年10月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所沖縄支部

独立行政法人都市再生機構公告

独立行政法人都市再生機構首都圏ニュータウン本部公告第 11 号

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第88条第２項の規定により、佐倉都市計画事業酒々井南部土地区画整理事業の換地計画を下記の通り縦覧に供するので、土地区画整理法施行令（昭和30年政令第47号）第55条の２において準用する同令第３条の規定により、次のとおり公告する。

平成 25 年 10 月 15 日

独立行政法人都市再生機構
首都圏ニュータウン本部
本部長　安達　哲郎

記

1　縦覧開始の日　平成25年10月16日（水）
（縦覧期間２週間）
2　縦覧場所　千葉県八街市八街は102番地
独立行政法人都市再生機構
酒々井南部現地事務所
3　縦覧時間　午前９時30分から
午後５時30分まで